釧路市地域ケア会議設置運営要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の48の規定に 基づき、支援対象被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対 象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行 うことを目的に釧路市地域ケア会議(以下「ケア会議」という。)を設置する。

(構成)

- 第2条 ケア会議は、次に掲げる会議を設けるものとし、各会議は相互に連携するものとする。
 - (1) 市が開催する地域ケア会議(以下、「本体会議」という。) 本体会議の専門部会として、在宅医療・介護連携推進部会、生活支援体制整備部会、認知 症施策推進部会を設置する。
 - (2) 高齢者虐待対応ケア会議(以下、「専門会議」という。) ケア会議の専門会議として、高齢者虐待対応ケア会議を設置する。
 - (3) 地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議(以下、「個別会議」という。)
 - (4) 地域包括支援センターが開催する地域ケア推進会議(以下、「推進会議」という。)

第2章 本体会議

(所掌事項)

- 第3条 本体会議は、次の各号に掲げる事項について所掌する。
 - (1) 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できる視点を持った地域ケア体制の構築に関すること
 - (2) 高齢者虐待対応・支援及び処遇困難事例の具体的な処遇方針に関すること
 - (3) 地域包括支援センター担当地域を越えた市全体で取り組むべき課題についての情報交換及び対応策に関すること
 - (4) 在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等との連携推進に関すること
 - (5) 高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進に関すること
 - (6) 認知症の人に対する効果的な支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図るための取組の推進に関すること
 - (7) その他高齢者福祉向上の目的達成に関する必要な事項に関すること

(組織)

- 第4条 本体会議は40名以内の委員で組織する。
- (1) 委員は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員の他関係者、関係機関および関係団体等からの推薦を得た者で構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第6条 本体会議に会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ置き、委員の互選により選出する。
 - (1) 会長は、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 本体会議の開催は年2回とする。ただし、緊急かつ必要に応じて臨時に開催することができる。
 - (1) 会長は、ケア会議を招集し、会議の議長となる。
 - (2) 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認め、その意見・説明又は資料の提出を求めることができる。

第3章 専門会議・専門部会

(専門会議)

- 第8条 専門会議の開催は年1回とする。ただし、緊急かつ必要に応じて臨時に開催することができる。
 - (1) 専門会議の座長は会長が指名する。
 - (2) 座長が関係委員を召集し、虐待を受けた高齢者並びにその養護者に関する援助方針、支援内容、関係機関の役割、連絡体制等について協議し決定する。

(専門部会)

- 第9条 専門部会の委員は会長が指名する。
 - (1) 各専門部会に部会長および副部会長をそれぞれ1名ずつ置き、委員の互選により選出する。
 - (2) 部会長は、会務を総括する。
 - (3) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - (4) 専門部会は、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症施策事業を 推進するために必要な事項について協議を行う。
 - (5) 専門部会の開催は、各専門部会につき年2~3回とする。

第4章 個別会議·推進会議

(個別会議)

- 第10条 個別会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。
 - (1) 多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の個別課題の解決を支援するとともに、介護支援専門員等の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
 - (2) 高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め、地

域包括支援ネットワークを構築する。

(3) 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を把握する。

(推進会議)

- 第11条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。
 - (1) 個別会議等を通じて明らかになった地域課題を把握し、関係者と共有するとともに、解決に向けた検討を行う。
 - (2) 地域づくりや、地域に不足している社会資源の開発、政策形成に向けた検討を行う。

(会議の構成員)

- 第12条 個別会議および推進会議の構成員は、次に掲げるものとする。
 - (1) 介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員の他関係者、その他必要に応じた関係者

(回数)

- 第13条 個別会議および推進会議の開催回数は、原則として以下の通りとする。
- (1) 個別会議は、地域包括支援センター担当圏域ごとに年10回以上開催するものとする。 ただし、阿寒地域包括支援センター及び音別包括支援センターについてはこの限りではない。
 - (2) 推進会議は、地域包括支援センター担当圏域ごとに年2回以上開催するものとする。

第5章 雜則

(秘密保持)

第14条 ケア会議の委員および出席者は、個人情報の保護に十分留意し、その職務に関して 知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第15条 本体会議の事務局は、福祉部介護高齢課に置き、個別会議および推進会議の事務局は地域包括支援センターに置くものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ケア会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年11月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。